

案内

和歌山県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

◎柔道整復師（整骨院・接骨院）、鍼灸、マッサージの施術を受けている方へ

○ご自身が受けられた施術の内容（申請書）をご確認いただけるようになりました。ご自身が受けられた施術に係る、施術回数、施術部位、施術内容、負傷の原因、施術料・往療料の内訳等について、広域連合に提出されている療養費支給申請書をご確認（支給申請書の写しの提供）いただくことが出来ます。（一部、施術所の支払機関に関する情報等はご確認いただけない場合があります。）

【主な記載内容】

- ◇負傷名、負傷原因（3部位以上施術の場合）、負傷年月日（※柔道整復師のみ）
- ◇傷病名、症状（※鍼灸、マッサージのみ）
- ◇施術回数、施術を受けた日、施術内容
- ◇施術料・往療料等の内訳など

【ご確認が可能な方】

原則として、後期高齢者医療の被保険者で、柔道整復師（整骨院・接骨院）、鍼灸、マッサージの施術を

受けられたご本人様が対象となります。

■問い合わせ／和歌山市吹上二丁目1番22号 日赤会館9F
和歌山県後期高齢者医療広域連合療養費適正化特別対策班

☎ 073-428-6688



農業委員会委員選挙人名簿登録申請について

「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書」を提出していただく時期となりました。選挙管理委員会では、毎年1月1日現在により次の条件に該当する方から農業委員会委員選挙人名簿登録申請書を提出していただき、農業委員会委員選挙人名簿の調整を行っています。この申請をされない、農業委員会委員選挙人名簿には登録されず、農業委員会委員選挙が行われる場合、投票することも、またリコール（解職請求）の請求をすることもできなくなります。この申請書は区長さんを通じての

配布、取りまとめとさせていただきますので、必要事項を記入の上、区長さんまで申請書の提出をお願いします。また役場に直接提出される場合は、各庁舎担当課にお渡しください。

なお、申請書に関するご質問等につきましても、有田川町選挙管理委員会までお問い合わせください。

資格の条件

- ①平成26年1月1日現在で、有田川町に居住している方
- ②年齢が平成26年3月31日現在で満20歳以上の方
- ③10アール（1反）以上の農地について、耕作の業務を営む方
- ④③に該当する方の同居の親族または配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している方

■提出先／吉備庁舎総務課、金屋庁舎産業課、清水行政局産業振興室
■提出期限／平成26年1月10日（金）
■問い合わせ／有田川町選挙管理委員会事務局（吉備庁舎総務課内）

